

建築協定によるまちづくり

建築協定とは？

“住まいの環境をよくしよう”、“商店街の利便をはかろう”など、地域の皆様が話し合って、まちづくりのルールを定め、運営していくものです。

建築基準法

全国的な視野に立って定められた最低限の基準
個々の地域の要望には細かく応えていないところがあるかもしれません。

建築協定

地域の皆様で、地域独自の建築に関するルールを定め
建築協定を結ぶことにより、よりきめ細やかなまちづくりを
することができます。

地域のルールを
プラス

Q. 建築協定にはどんな人が参加できるの？

A. 「土地の所有者及び借地権を有する者」です。
具体的には、例えば登記簿上の土地所有者や建物所有者のことです。

Q. 協定で定められる制限は？

A. 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備についてです。
例えば、敷地面積の最低限度や敷地分割の禁止、高さ・階数の制限、敷地境界線からの外壁後退、敷地内の緑化、色調、塀の構造などを定めることができます。

Q. 土地の所有者が変わったら効力はどうなるの？

A. 協定区域内の土地を相続したり、後から購入したりする人は自動的に協定に加入したことになりますので、次の土地の所有者に効力が継承されます。

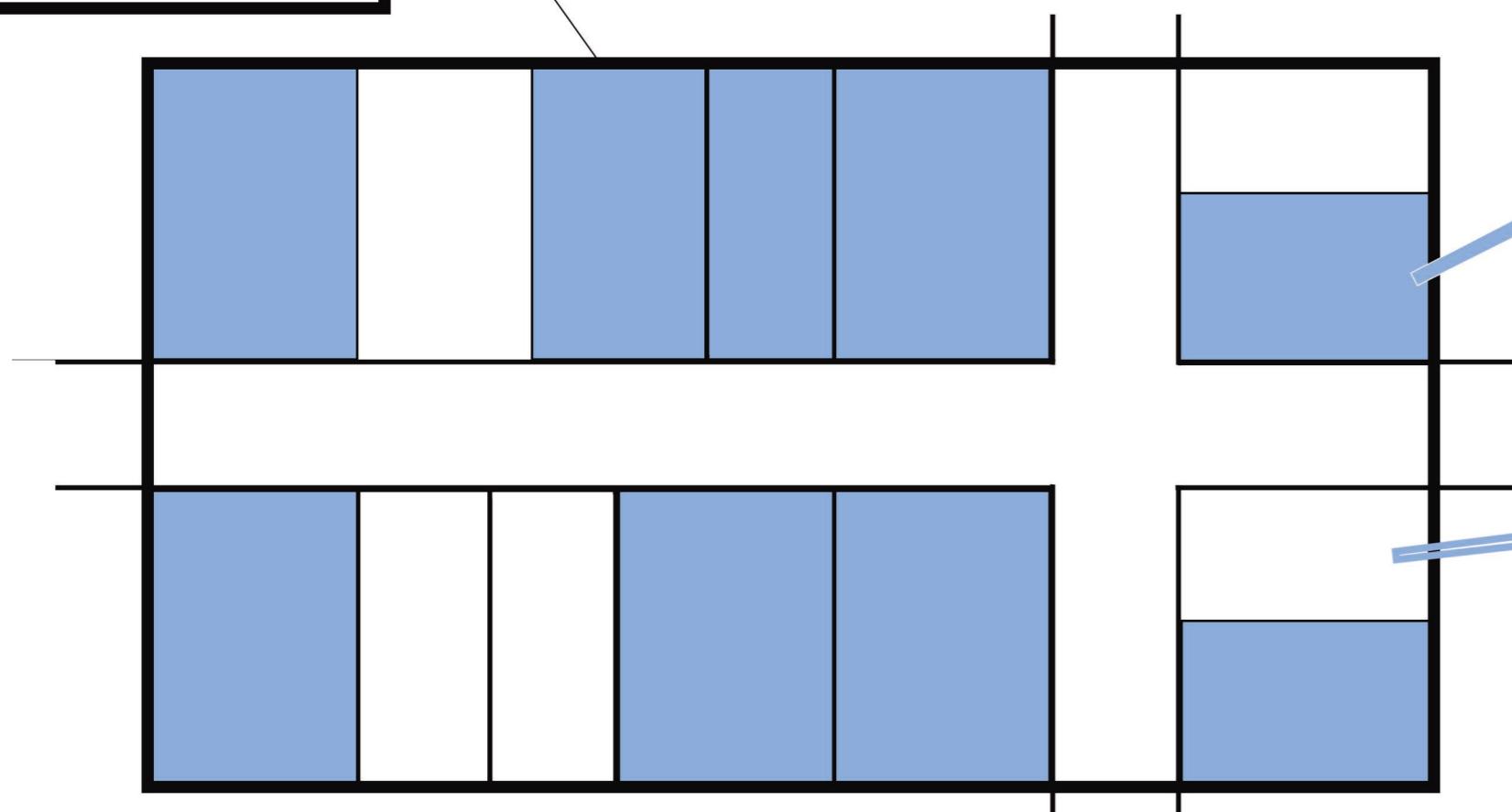


滝子町建築協定地区

◇ 建築協定区域について



協定地区



協定区域

協定に入っている（同意している）人の土地。
協定の効力が及びます。

建築協定区域隣接地

協定者が協定に入ってほしいと希望する土地。
協定の効力は及びませんが、協定の締結後に
協定に入りたい場合は「加入届」を提出することができます。

◇ 建築協定を締結した地区

シティハイツ志段味まちづくり

- ・建築物の高さは12メートル以下。
- ・建築物の形態、意匠は健全な住宅地にふさわしいものとする。
- ・敷地内の空地は、周辺の環境との調和を図るよう緑化に努める。など



なかのタウンハウス

- ・用途は住居専用とする。
- ・オープンスペースは居住者共同の庭園として維持、保全、活用する。
- ・居住環境に悪影響を及ぼす広告板、工作物等の禁止。など



大曾根街づくり

- ・商店街に面する建築物は1階部分の外壁を道路境界線より1.5メートル以上後退する。
- ・建築物の形態、色彩は商店街の環境にふさわしいものとする。



建築協定のお問い合わせ先 名古屋市建築協定連絡協議会事務局

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課市街地建築係 電話052-972-2918